

連結貸借対照表 第23期末（2025年3月31日現在）

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	72,483,086	預金	158,746,762
コールローン及び買入手形	688,473	譲渡性預金	14,398,784
買現先勘定	28,107,374	コールマネー及び売渡手形	2,745,165
債券貸借取引支払保証金	2,078,999	売現先勘定	38,393,650
買入金銭債権	3,932,427	債券貸借取引受入担保金	1,604,389
特定取引資産	22,240,796	コマーシャル・ペーパー	2,138,133
金銭の信託	632,025	特定取引負債	14,290,572
有価証券	34,307,574	借入金	4,008,514
貸出金	94,108,757	外国為替	840,486
外国為替	2,237,879	短期社債	724,118
金融派生商品	3,497,747	社債	12,877,794
その他資産	7,008,874	信託勘定借	950,946
有形固定資産	1,122,592	金融派生商品	4,566,669
建物	332,093	その他負債	6,267,822
土地	570,345	賞与引当金	224,246
リース資産	20,968	変動報酬引当金	2,226
建設仮勘定	61,297	退職給付に係る負債	68,259
その他の有形固定資産	137,887	役員退職慰労引当金	484
無形固定資産	808,897	貸出金売却損失引当金	1,266
ソフトウェア	453,171	偶発損失引当金	22,542
のれん	108,029	睡眠預金払戻損失引当金	7,146
リース資産	11,419	債券払戻損失引当金	19,965
その他の無形固定資産	236,277	特別法上の引当金	4,247
退職給付に係る資産	758,783	繰延税金負債	21,155
繰延税金資産	237,630	再評価に係る繰延税金負債	47,059
支払承諾見返	9,824,242	支払承諾	9,824,242
貸倒引当金	△755,751	負債の部合計	272,796,651
投資損失引当金	△5	(純資産の部)	
		資本金	2,256,767
		資本剰余金	1,129,730
		利益剰余金	6,046,578
		自己株式	△9,462
		株主資本合計	9,423,614
		その他有価証券評価差額金	867,697
		繰延ヘッジ損益	△465,204
		土地再評価差額金	98,680
		為替換算調整勘定	398,783
		退職給付に係る調整累計額	119,654
		在外関係会社における債務評価調整額	△1,014
		その他の包括利益累計額合計	1,018,596
		新株予約権	5
		非支配株主持分	81,536
		純資産の部合計	10,523,753
資産の部合計	283,320,404	負債及び純資産の部合計	283,320,404

連結損益計算書 第23期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		9,030,374
資金運用収益	6,000,202	
貸出金利息	2,739,320	
有価証券利息配当金	861,082	
コールローン利息及び買入手形利息	20,981	
買現先利息	801,353	
債券貸借取引受入利息	53,453	
預け金利息	951,617	
その他の受入利息	572,394	
信託報酬	62,288	
役務取引等収益	1,115,433	
特定取引収益	1,047,459	
その他業務収益	394,573	
その他経常収益	410,417	
償却債権取立益	10,698	
その他の経常収益	399,718	
経常費用		7,862,233
資金調達費用	4,954,945	
預金利息	1,690,300	
譲渡性預金利息	494,833	
コールマネー利息及び売渡手形利息	16,426	
売現先利息	1,843,925	
債券貸借取引支払利息	39,037	
コマーシャル・ペーパー利息	65,808	
借入金利息	60,493	
短期社債利息	2,299	
社債利息	404,367	
その他の支払利息	337,452	
役務取引等費用	208,639	
その他業務費用	535,969	
営業経費	1,840,702	
その他経常費用	321,975	
貸倒引当金繰入額	36,164	
その他の経常費用	285,811	
経常利益		1,168,141
特別利益		58,371
固定資産処分益	36,367	
退職給付信託返還益	12,396	
過去勤務費用処理額	9,015	
その他の特別利益	592	
特別損失		36,428
固定資産処分損	12,692	
減損損失	23,270	
その他の特別損失	465	
税金等調整前当期純利益		1,190,084
法人税、住民税及び事業税	301,525	
法人税等調整額	△108	
法人税等合計		301,416
当期純利益		888,667
非支配株主に帰属する当期純利益		3,234
親会社株主に帰属する当期純利益		885,433

連結株主資本等変動計算書 第23期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,256,767	1,129,730	5,538,891	△9,402	8,915,987
当期変動額					
剰余金の配当			△304,603		△304,603
親会社株主に帰属 する当期純利益			885,433		885,433
自己株式の取得				△102,921	△102,921
自己株式の処分		2		2,861	2,864
自己株式の消却		△99,999		99,999	-
土地再評価 差額金の取崩			26,853		26,853
利 益 剰 余 金 か ら 資本剰余金への振替		99,996	△99,996		-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	△0	507,686	△59	507,626
当期末残高	2,256,767	1,129,730	6,046,578	△9,462	9,423,614

	その他の包括利益累計額									
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評 価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	在外関係 会社 における 債務評価 調整額	その他の 包括利益 累計額合計	新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
当期首残高	929,815	△298,280	126,879	344,250	214,337	△452	1,316,550	5	79,591	10,312,135
当期変動額										
剰余金の配当										△304,603
親会社株主に帰属 する当期純利益										885,433
自己株式の取得										△102,921
自己株式の処分										2,864
自己株式の消却										-
土地再評価 差額金の取崩										26,853
利 益 剰 余 金 か ら 資本剰余金への振替										-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△62,117	△166,924	△28,199	54,533	△94,683	△562	△297,954	-	1,944	△296,009
当期変動額合計	△62,117	△166,924	△28,199	54,533	△94,683	△562	△297,954	-	1,944	211,617
当期末残高	867,697	△465,204	98,680	398,783	119,654	△1,014	1,018,596	5	81,536	10,523,753

貸借対照表 第23期末（2025年3月31日現在）

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	473,977	流動負債	869,241
現金及び預金	36,122	短期借入金	530,000
前払費用	5,398	未払金	13,553
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	318,162	未払費用	91,274
その他の流動資産	114,294	未払法人税等	996
固定資産	16,257,453	預り金	1,505
有形固定資産	47,762	前受収益	101
建物	15,293	賞与引当金	2,541
器具及び備品	263	変動報酬引当金	1,106
土地	32,125	1年内償還予定の社債	213,162
建設仮勘定	31	1年内返済予定の長期借入金	15,000
その他の有形固定資産	48	固定負債	9,754,769
無形固定資産	20,815	社債	9,526,501
商標権	0	長期借入金	195,000
ソフトウェア	18,871	繰延税金負債	1,740
その他の無形固定資産	1,943	退職給付引当金	13,537
投資その他の資産	16,188,875	その他の固定負債	17,991
投資有価証券	9	負債の部合計	10,624,011
関係会社株式	5,984,054	(純資産の部)	
関係会社長期貸付金	10,145,501	株主資本	6,107,357
長期前払費用	102	資本金	2,256,767
前払年金費用	36,592	資本剰余金	1,196,659
その他	22,615	資本準備金	1,196,659
		利益剰余金	2,661,153
		利益準備金	4,350
		その他利益剰余金	2,656,803
		繰越利益剰余金	2,656,803
		自己株式	△7,222
		評価・換算差額等	57
		その他有価証券評価差額金	57
		新株予約権	5
		純資産の部合計	6,107,420
資産の部合計	16,731,431	負債及び純資産の部合計	16,731,431

損益計算書 第23期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	594,409
関係会社受取配当金	537,501
関係会社受入手数料	56,907
営業費用	65,672
販売費及び一般管理費	65,672
営業利益	528,736
営業外収益	271,304
貸付金利息	269,328
その他の営業外収益	1,976
営業外費用	270,118
支払利息	4,023
社債利息	256,186
社債発行費	7,084
その他の営業外費用	2,824
経常利益	529,922
特別利益	3,227
関係会社株式等売却益	1,712
関係会社株式等清算益	852
過去勤務費用処理額	662
特別損失	63
固定資産処分損	63
税引前当期純利益	533,086
法人税、住民税及び事業税	1,028
法人税等調整額	△761
法人税等合計	266
当期純利益	532,820

株主資本等変動計算書 第23期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本剰余金					利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益			
						剰余金	利益剰余金		
						繰越利益 剰余金	合計		
当期首残高	2,256,767	1,196,659	0	1,196,660	4,350	2,528,582	2,532,932	△7,443	5,978,916
当期変動額									
剰余金の配当						△304,603	△304,603		△304,603
当期純利益						532,820	532,820		532,820
自己株式の取得								△101,907	△101,907
自己株式の処分			2	2				2,129	2,131
自己株式の消却			△99,999	△99,999				99,999	－
利益剰余金から 資本剰余金への振替			99,996	99,996		△99,996	△99,996		－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	△0	△0	－	128,220	128,220	221	128,440
当期末残高	2,256,767	1,196,659	－	1,196,659	4,350	2,656,803	2,661,153	△7,222	6,107,357

	評価・ 換算差額等		
	その他 有価証券 評価差額金	新株予約権	純資産合計
当期首残高	60	5	5,978,982
当期変動額			
剰余金の配当			△304,603
当期純利益			532,820
自己株式の取得			△101,907
自己株式の処分			2,131
自己株式の消却			－
利益剰余金から 資本剰余金への振替			－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△3	－	△3
当期変動額合計	△3	－	128,437
当期末残高	57	5	6,107,420

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書		2025年5月14日	
株式会社 みずほフィナンシャルグループ			
取締役会 御 中			
		EY 新日本有限責任監査法人 東京 事務所	
		指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 三浦 昇
		指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 津村 健二郎
		指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 藤本 崇裕
		指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中村 辰也
監査意見			
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社みずほフィナンシャルグループの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。			
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。			
監査意見の根拠			
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。			
その他の記載内容			
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。			
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。			
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。			
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。			
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。			

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

株式会社 みずほフィナンシャルグループ
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京 事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三浦 昇
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津村 健二郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤本 崇裕
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中村 辰也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社みずほフィナンシャルグループの2024年4月1日から2025年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第23期事業年度における取締役および執行役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号およびホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および執行役ならびに使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- 一 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査グループ等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- 二 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役および執行役の職務の遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容ならびに取締役および執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年5月14日

株式会社みずほフィナンシャルグループ 監 査 委 員 会
監 査 委 員 佐 藤 良 二
監 査 委 員 大 野 恒 太 郎
監 査 委 員 内 田 貴 和
監 査 委 員 平 間 久 顕

(注) 監査委員 佐藤良二、大野恒太郎、および内田貴和は、会社法第2条第15号および第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上